

(建道1015) 道交委-第9号 高梨線路線測量業務委託 (2工区)

特 記 仕 様 書

大仙市建設部道路河川課

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県「測量業務共通仕様書（令和8年10月1日以降適用）」（以下、「共通仕様書」）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。但し、本仕様書と共通仕様書の内容が相違する場合は、本仕様書が優先する。

第1章 総則

1. 関係官庁への手続き等

受注者は、業務に関する諸法令、諸条件に基づき官公庁、その他関係機関に対し自らの負担で業務に支障の無いよう手続きを行うものとする。なお、受注者は手続きに許可書等が発行される場合は、その写しを調査職員へ提出するものとする。

2. 部分使用

受注者は、共通仕様書に基づき調査職員より部分使用の請求があった場合は、速やかに協議に応じるものとし、同意した場合は、部分使用同意書を作成し、請求のあった部分を提出するものとする。

3. 貸与資料

本業務に関する図書、図面及びその他関係資料のうち、発注者が所有するものについては、調査職員と協議のうえ貸与するものとする。

第2章 業務内容

1. 業務目的

本業務は、高梨線道路改良に伴う路線測量を行い、設計業務に供するものである。

2. 業務場所

本業務実施位置は、大仙市高梨字田茂木 地内であり、別添図面に示すとおりである。

3. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりであり、大仙市の定める測量作業規定に基づき実施するものとする。

・路線測量

1) 作業計画	N=1業務
2) 現地踏査	L=0.34km
3) 線形決定	L=0.34km
4) 中心線測量	L=0.34km
5) 仮BM設置測量	L=0.34km
6) 縦断測量	L=0.34km
7) 横断測量	L=0.34km

・共通

1) 打合せ等	N=1 式（1業務）
---------	------------

4. 打合せ等

本業務の打合せは、共通仕様書に基づき行うものとし、協議記録簿にて相互に確認する。打合せの回数は、業務着手時、中間時1回、業務完了時の計3回

とするが、必要に応じその回数を変更するものとする。

5. 業務計画

受注者は、共通仕様書の定めに基づき、業務計画書を調査職員へ提出するものとし、調査職員がその他の項目を求めた場合は追記するものとする。

受注者は、原則として、主要業務の区切りにおいては作業内容及び進捗状況等を報告するものとし、業務内容、日程等確認後、次の業務に進むものとする。

第3章 成果品

1. 成果の提出

本業務における納入成果品は、共通仕様書に準じるほか、原則以下のとおりとするが、調査職員と協議し追加資料の提出等についても対応すること。提出部数は、製本2部と電子納品（書き込みが一度しかできないCD-R）2部とする。ただし、調査職員が指示または承諾した場合は、一部を省略することができる。

- 1) 報告書（紙：A4チューブファイル）
- 2) 図面
- 3) 電子データ（CD-R）
- 4) その他のデータ及び資料

2. 検査

検査にあたり、受注者の都合により必要なソフトウェア等を準備する場合は、機器類を含めて用意するものとする。なお、検査員の求めのあった機器操作等は、受注者が行うことを原則とする。

3. 取扱

成果品はすべて発注者の所有とし、調査等で知り得た情報及び資料は、発注者の承認を受けないで他に公表・貸与・使用等してはならない。

第4章 その他

1. その他

設計図書及び特記仕様書に記載のない事項、業務遂行上疑義が生じた場合または現場条件に変更が生じた場合は、必要に応じ調査職員と協議すること。

(建道1015) 道交委-第9号 高梨線路線測量業務委託 (2工区)

条 件 明 示 書

大仙市建設部道路河川課

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書「測量業務共通仕様書（令和8年10月1日以降適用）」その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について条件とします。

第1編 共通編

第1章 総則

1. 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積に対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意してください。

第2章 基準等

1. 積算基準

業務委託の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- ・設計業務等標準積算基準書及び参考資料（令和8年10月以降適用）

秋田県建設部

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

1. 積算条件

本業務の積算条件は、別に提示する「委託業務における積算条件の明示、測量業務[大仙市建設部道路河川課]」によるほか本業務の特記仕様書による。

2. 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書[参考資料]に基づき、率により計上しています。

3. 安全費

安全費は、設計業務等標準積算基準書に基づき、下記の区分による率により計上しています。

地域：その他

場所：主として現道上

4. 技術者要件

(1) 管理技術者

資格要件：測量士

(2) 担当技術者

資格要件：測量士1名及び測量士又は測量士補1名

5. その他

(1) 施工予定地（L=0.34km）において、基準点測量、地形測量は、令和7年度に実施済である。その成果品を活用し、整合を確保のうえ本業務を実施すること。

(2) その他必要事項が発生した場合は、発注者・受注者が協議をします。